② １の畜房につき１の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合
③ 動物衛生課が検体の提出を求めた場合
⑵ 都道府県は、⑴により検体の送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。
① 飼養家畜の過去21日間の移動履歴
② 当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲
ア 獣医師、人工授精師及び削蹄師
イ 家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両
③ 堆肥の出荷先
⑶ 都道府県は、⑴により検体の送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。
① 法第32条第１項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
ア 生きた家畜
イ 生乳
ウ 採取された精液及び受精卵
エ 家畜の死体
オ 敷料、飼料、排せつ物等
カ 家畜飼養器具
② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

４ 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、３により検体を動物衛生研究所に送付した場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。
⑴ 当該農場における畜舎等の配置の把握
⑵ 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
⑶ 家畜のと殺に当たる人員及び資材の確保
⑷ 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は処理施設の確保
⑸ 消毒ポイントの設置場所の検討
⑹ 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

５ 経過観察

家畜防疫員は、検体を動物衛生研究所に送付する必要がないと動物衛生課が判断した場合には、次の措置を講ずる。
⑴ 当該農場の飼養家畜について、家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、２週間、臨床症状の有無、体温等を毎日確認する。
⑵ １の届出の原因となった家畜について、⑴の経過観察が終了するまで、移動の自粛を求める。
⑶ 口蹄疫を疑う異状を認めた場合には、直ちに１の対応をとる。

６ その他

２から５までの措置は、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

第４ 病性の判定

１ 病性の判定方法

⑴ 農林水産省は、次の①及び②により、病性を判定する。
① 病変部位の写真、疫学情報及び動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果に基づき、専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、口蹄疫の発生が続発しており、病変部位の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。
② ①の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究所が行う血清抗体検査又はウイルス分離検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。
⑵ 病性判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

２ 患畜及び疑似患畜

病性判定の結果等に基づき、次の家畜を患畜又は疑似患畜とする。
⑴ 患畜
① ウイルス分離検査により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜
② 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
③ 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜
⑵ 疑似患畜
① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜
② 発生が続発している場合において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
③ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家畜
④ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性判定日」という。）から遡って７日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家畜
⑤ 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って７日目の日前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第５ 病性判定時の措置

１ 関係者への連絡

⑴ 都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。
① 当該家畜の所有者
② 当該都道府県内の市町村
③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体
④ 隣接の都道府県
⑵ 都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

２ 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携

⑴ 農林水産省は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省口蹄疫防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、具体的な防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
⑵ 農林水産省は、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
① 国の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
② 国の防疫方針の改定（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
③ と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
④ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会に設置する疫学調査チーム
⑶ 都道府県は、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、関係部局で構成する都道府県口蹄疫防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
⑷ 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。